

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定したより堅固な経営基盤を構築するため、コーポレートガバナンスの充実にに向けた取り組みを進めています。

その過程として、迅速な意思決定と効率的な組織運営を図るため、グループ各社の取締役等が出席する「グループ経営会議」を定期的に開催し、グループ各社の情報を適時に共有する体制を整えております。

また、内部統制をコーポレート・ガバナンスを確保するための重要な基盤として認識し、当社グループが持続的に成長して堅固な経営基盤を保持し企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行なっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,100,400	7.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,924,700	4.01
株式会社SBI証券	978,800	0.79
松井証券株式会社	901,100	0.73
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	797,600	0.65
双日株式会社	730,000	0.59
中曽根要造	600,000	0.48
神鋼鋼線工業株式会社	600,000	0.48
永田伸二	525,000	0.42
SIX SIS LTD.	503,000	0.41

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン証券株式会社及び、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(J.P.Morgan Securities plc)、ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing Corp.)から、平成27年1月21日付で提出された大量保有報告書により、平成27年1月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	9,678,900	7.90
JPモルガン証券株式会社	40,573	0.03
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P.Morgan Securities plc)	134,000	0.11
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (J.P.Morgan Clearing Corp.)	714,150	0.58

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種 更新	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
土橋 昭夫	他の会社の出身者											
住江 清	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土橋 昭夫	○	双日株式会社の代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、現在は同社の顧問であります。 同社と当社は取引関係はありません。	【選任理由】 長年にわたり企業の代表取締役社長・会長を務められ、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営の監督をいただけると判断したため。 【独立役員指定理由】 属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため。
住江 清	○	長年にわたり、神鋼鋼線工業株式会社の取締役を務め、平成27年6月までは同社の顧問でありましたが現在は退任しております。 同社と当社は取引関係にありますが、取	【選任理由】 長年にわたり企業の取締役を務められ、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営の監督をいただけると判断したため。 【独立役員指定理由】

		引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため。
--	--	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役は株主の負託を受けた独立の機関として、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確保するため、監査役監査を実施しています。

「監査役会規程」及び「監査役監査規程」において内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定め、監査体制の実効性を高めております。

監査役は、監査を有効かつ効率的に進めるためにグループ各社の内部監査部門と緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努めるとともに、監査部門による社長への監査結果報告にも同席し、必要に応じて意見交換を行っております。

また、会計監査人との連携については、「監査及び四半期レビュー計画概要説明書」に基づき計画説明を受け、監査結果の内容については四半期毎と期末監査中及び監査報告書受領時に監査実績の概要説明を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平井 利明	弁護士													
滝谷 政春	他の会社の出身者							△						
桃崎 有治	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			【選任理由】 適法性のみならず経営判断の妥当性にまで踏

平井 利明	○	——	み込んだ業務監査実施の為 【独立役員指定理由】 弁護士として、中立・公平な立場を保持し、株主の付託を受けた独立機関として高い独立性を有していると判断した為
滝谷 政春		三菱東京UFJ銀行の出身であります。同行と当社は取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	【選任理由】 適法性のみならず経営判断の妥当性にまで踏み込んだ業務監査実施の為
桃崎 有治		公認会計士であり、過去に有限責任監査法人トーマツにおいて当社子会社であるオリエンタル白石の会計監査業務を行っておりました。 同社と当社は取引関係はありません。	【選任理由】 適法性のみならず経営判断の妥当性にまで踏み込んだ業務監査実施の為

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項
——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明
当社の取締役に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を定めております。但し、現在付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明
当社の取締役に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を定めております。但し、現在付与は行っておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

役員の報酬等

取締役(社外取締役を除く。) 5名 16百万円(全額、基本報酬)

監査役(社外監査役を除く。) 2名 12百万円(全額、基本報酬)

社外役員 5名 19百万円(全額、基本報酬)

・上記の支給人員には前期の定時株主総会をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

・上記の外、前期の定時株主総会をもって退任した取締役1名は無報酬であります。

・報酬等の総額が1億円以上である者は存在しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の決定方針につきましては、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
なお、平成27年6月26日開催の定時株主総会での決議により、取締役の報酬は年額2億円以内(うち社外取締役分は年額6,000万円以内)、監査役の報酬は年額4,000万円以内となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

内部監査を担当する監査室を設置し、内部統制強化のため社外監査役と相互に連携を行うとともに、社外取締役及び社外監査役の求めにより監査結果を閲覧できる体制を整えています。

また、社外取締役並びに社外監査役に対し、取締役会及びグループ経営会議の議題に関する資料を事前に配付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営環境の変化に迅速に対応するための業務執行体制及び適切な監査・監督を実施するための体制として、取締役会及び監査役会並びにグループ経営会議を軸とした経営管理体制を構築しております。

就任している取締役は6名であり、うち2名が社外取締役となっております。また、監査役は4名であり、うち社外監査役3名には、1名には弁護士、1名は金融機関の出身者、1名は公認会計士を選定しており、監査体制の強化を図っております。

○取締役会及びグループ経営会議

取締役会は、取締役6名で構成しており、経営戦略や中期経営計画等の経営上の意思決定に対し、月1回定時取締役会に加え、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。

さらに、経営課題の具体的施策などの業務執行につきましては、月2回以上、取締役とグループ会社役員で構成するグループ経営会議を開催し、経営環境の変化に迅速に対応することとしています。そして、これらの取締役会・グループ経営会議では、常に企業活動の適法性や社会的妥当性について、各取締役・グループ会社役員が各々の判断で意見を述べることができるよう独立性を確保した運営を行っております。

○監査役会

監査役制度による監査役会は、社外監査役3名を含め監査役4名で構成しております。

監査役は、取締役会や社内の重要会議等へも出席し、取締役の業務執行及び法令等の遵守状況など経営全般にわたる監査を実施しており、監査室及び会計監査人と情報交換や意見交換などを実施することで、監査の実効性のさらなる向上に努めております。

なお、内部監査の組織は監査室が担当しており、監査結果を経営者及び監査役に報告しております。加えて、コンプライアンス相談窓口の機能として、経営企画室がコンプライアンスに関する業務も行なっております。また、会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。平成27年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は河崎雄亮、黒川智哉の2名であり、継続監査年数は7年以下であります。

会計監査業務の補助者は、公認会計士15名、その他6名であります。

○責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営環境の変化に迅速に対応するための業務執行体制及び適切な監査・監督を実施することが可能となることから、取締役会及び監査役会並びにグループ経営会議を軸とした現状の体制を選択しております。

また、当社は現在2名の社外取締役を選任しており、社外取締役は取締役会において必要な発言を行うとともに、社外監査役3名を含めた5名にて、客観的・中立的な立場から当社の経営に対する助言と監視を行う監視機能を強化した体制を整備しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月26日開催株主総会の23日前の6月3日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使システムを採用しております。
その他	ホームページにおいて発送日の前日より招集通知を掲載しております。 株主総会招集通知を発送日前日に当社ホームページに掲載いたしました。 株主総会においてビジュアル要素を取り入れ、事業報告等の説明を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「株主・投資家情報」ページを開設し、以下のIR資料を掲載しております。 決算短信、会社情報適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書 株主総会招集通知、株主総会決議通知、株主通信、株主アンケート結果	
IRに関する部署(担当者)の設置	以下のとおり、IRに関する部署並びに担当者を設置しております。 IR担当部署 : 経営企画室 IR担当役員 : 橋本幸彦 IR事務連絡責任者 : 行松俊樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業活動を通じて社会的な責任を果たすことが経営上の重要課題であると考えており、地域貢献活動や環境保全活動に積極的に取り組んでおります。 これらの活動は事業子会社のホームページ上に取り組み内容を掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、その内容について開示しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

〈目的〉

OSJBグループは、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定した、より堅固な経営基盤を構築するため、グループの業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムを整備しております。その状況を監視し実効性を担保するために、グループ各社の取締役等が出席する定期開催の「グループ経営会議」を、グループ各社の情報を適時に共有し、重要事項の審議を行う機関として設置しております。

- 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤と認識し、当社グループが持続的に成長して、堅固な経営基盤を保持し、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行なっています。
 - 当社グループは、内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努めます。
 - 当社グループは、グループ各社の役職員が企業活動を行なううえで、目標となる経営理念及び守るべき行動規範を定めて企業倫理の徹底を図ります。
- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定し、取締役は、取締役会を通じ他の取締役の業務執行を監督する。
 - 「監査役監査規程」及び「内部統制システムに係る監査の実施要領」において、監査役は取締役の職務の執行を監視するとともに内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要があると認めるときは、取締役に対しその改善を助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる、また、法令・定款に違反する恐れがある事実及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、遅滞なく取締役会に報告する。
 - 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」において、法令違反行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制の強化を図る。
 - コンプライアンスに関する規程として「企業行動規範」を制定し、役職員の教育を行うとともにコンプライアンスの状況を監査し、また「企業行動規範」の中には、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和に関する項目などを明記し適切に対応する。
 - 法令又は定款に違反した役職員については、社内規程に基づき取締役会で処分する。
 - 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に適正に記録し、取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクに適切に対応するため、「リスク管理規程」を制定し、「グループリスク管理委員会」を当社グループのリスク管理機関として、リスク管理の対応状況をモニタリングし、必要な措置について審議する体制を構築する。
 - 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 中期経営計画及び年度予算に基づき、「グループ経営会議」を通じてグループ各社の目標達成状況を監視し、取締役会において業績について報告、審議する。
 - 「取締役会規程」及び「稟議規程」に定める取締役会への付議事項については、社内規程に則り事前に「グループ経営会議」にて審議することにより、取締役会が効率的に管理・監督できる体制を構築する。
 - 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 「関係会社管理規程」において、グループ運営上重要な子会社業務における承認事項及び報告事項を定め、子会社に対し当該事項に係るグループ経営会議での審議又は取締役会の承認を義務付け、連結ベースの中期経営計画、年度事業計画の策定等、グループ全社の状況を管理・監督し、業務の適正及び効率性を確保する。
 - 子会社のリスク管理の運用状況を確認するため、「グループリスク管理委員会」において子会社のリスク対応計画について報告を義務付け、定期的に管理状況のモニタリングを実施し、その審議内容を取締役会に報告する。
 - 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」は当社グループすべての役職員に対し適用するものとしており、子会社のコンプライアンスの周知・徹底の為の教育・研修といった活動を支援し、監視体制を整備する。
 - 監査室は子会社の業務の執行を監査し、法令又は定款に違反する恐れのある行為に対しては、子会社に対し是正を勧告する体制を構築する。
 - 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに、監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、内部監査機関である監査室が補助し、監査室員の任命、異動と人事評価については監査役会と協議を行うこととする。
 - 監査役は当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有し、監査役の指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
 - 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制等
 - 取締役は、内部監査の結果並びに法令・定款に違反する恐れがある事実又は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役から経営上の重要な事実についても、その報告を求めることができる体制を整備する。
 - 「内部通報制度運用規程」において、監査役はその情報の受領先に加わり、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証する。また監査役は、平素より子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備を行う。
 - 監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由にして、解雇その他不利益な取扱いを受けることのないよう、規定に定め報告者本人の保護に適切に対応する。
 - 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 「監査役監査規程」において、監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、その費用を負担する旨を定め、監査の環境整備を行う。
 - 「取締役会規程」及び「監査役監査規程」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定め監査体制の実効性を高める。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築する。

以 上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築しております。

具体的には、反社会的勢力・団体との関係遮断、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和などに関する事項について、グループ内のコンプライアンス研修を通じて徹底を図っております。また、「反社会的勢力等対応規程」を制定し、運用しております。また、グループ内事業子会社においては、取引先等に反社チェックを実施し、関係遮断の対策を講じております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制概要

1. 適時開示に係る基本方針

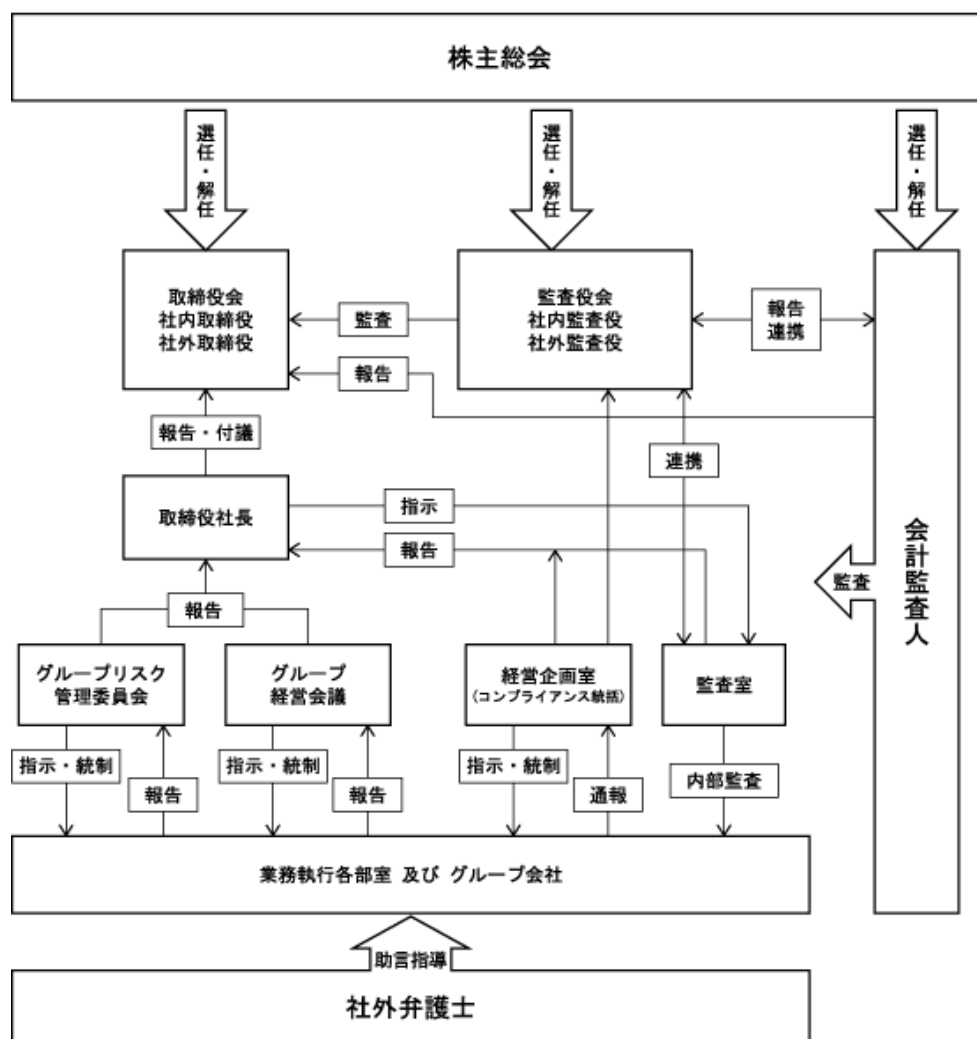
当社グループは、重要な会社情報を投資者に対して的確に提供することを基本方針とし、証券取引所の定める適時開示規則により開示が必要となる情報のうち、「決定事実」と「決算情報」につきましては、当社の取締役会等で決定した時点において、また「発生事実」につきましては、その発生を認識した時点において速やかに開示することとしております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社グループでは、各種の会社情報は、各部署及びグループ各社の責任者から当社経営企画室へ報告がなされ、集約・一元管理を行う体制を構築しております。

これらの情報は、情報取扱責任者に報告され、その重要性及び適時開示の必要性等に関して判断を行います。この場合、情報取扱責任者は必要に応じて、代表取締役社長、会計監査人または顧問弁護士等と協議を行います。さらに、取締役会の承認が必要な情報につきましては、取締役会に付議いたします。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【会社情報の適時開示に係る社内体制概略図】

